

議案第53号

武藏野市立高齢者総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

## 武藏野市立高齢者総合センター条例の一部を改正する条例

武藏野市立高齢者総合センター条例（平成5年6月武藏野市条例第21号）  
の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の  
欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(設置) 第2条 センターは、次の位置 に設置する。 武藏野市緑町2丁目4番1号	(設置) 第2条 センターは、次の位置 に設置する。 武藏野市中町2丁目15番14号	字句の改正

### 付 則

この条例は、令和6年7月16日から施行する。

### （提案理由）

武藏野市立高齢者総合センターの大規模改修工事による移転に伴い、所要  
の改正をするものである。